

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備等の接続に関する改善命令
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第14条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第14条
処分基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第14条 （排水設備等の接続に関する改善命令） 第14条 管理者は、排水設備等の排水施設への接続に関し、第6条の規定に違反している者があるときは、その者に対し、排水施設の機能及び構造を保全するため、その改善を命令することができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	過料（管渠に関すること。）
処分権者	市長
根拠規定	周南市下水道条例第33条第1号～第3号・第7号～第9号;第34条;第35条
基準規定	周南市下水道条例第33条第1号～第3号・第7号～第9号;第34条;第35条
処分基準	周南市下水道条例第33条、34条、35条 （罰則） 第33条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 （1） 第4条の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者 （2） 第5条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 （3） 排水設備等の新築等を行って第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 （7） 第20条に規定する命令に違反した者 （8） 第24条第2項の規定による指示に従わなかった者 （9） 第4条第1項、第21条及び第29条の規定による申請書又は図書、第4条第2項本文、第10条、第13条、第15条、第16条及び第31条の規定による届出書、第18条第2項第3号の規定による申告書又は第19条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者 第34条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。 第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備の改善命令
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第20条
基準規定	周南市下水道条例第20条
処分基準	周南市下水道条例第20条 （改善命令） 第20条 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備指定工事店の指定の取消し
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第5条の8
基準規定	周南市下水道条例第5条の8 周南市排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理要綱第2条；第3条； 別表1；別表2
処分基準	周南市下水道条例第5条の8 周南市排水設備指定工事店の不良行為の処分に関する事務処理要綱第2条、第3 条、別表1、別表2 規定は略
不利益処分 をしようと する場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水設備指定工事店の指定有効期間の特別短縮
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第5条第2項
基準規定	周南市下水道条例第5条第2項
処分基準	周南市下水道条例第5条第2項 （排水設備指定工事店の指定） 第5条 排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者はこれを延長又は短縮することができる。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	補償金の原因者に対する負担命令
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第38条第6項
基準規定	下水道法第38条第6項
処分基準	下水道法第38条第6項 （公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等） 第38条2 法38条第2項 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となった損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	許可等の取消し等
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第38条第2項
基準規定	下水道法第38条第2項
処分基準	下水道法第38条第2項 （公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等） 第38条2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	許可等の取消し、工事中止命令等
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第38条第1項
基準規定	下水道法第38条第1項
処分基準	下水道法第38条第1項 （公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等） 第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。 一 この法律（第11条の3第1項及び第12条の9第1項（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者三 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	都市下水路損傷者への工事費用負担命令
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第31条
基準規定	下水道法第18条;第31条
処分基準	1 下水道法第31条（準用規定）第31条 第15条から第18条まで、第23条及び第25条の規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第23条第2項中「国土交通省令・環境省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。 2 下水道法第18条（損傷負担金）第18条 都市下水路管理者は、都市下水路の施設を損傷した行為により必要を生じた都市下水路の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	施設（管渠）損傷者への工事費用負担命令（流域下水道）
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第25条の18
基準規定	下水道法第18条；第25条の18
処分基準	1 下水道法第25条の18 （準用規定） 第25条の18 第七条、第八条、第十一条の二、第十二条から第十二条の九まで、第十二条の十一から第十三条まで、第十五条から第十八条の二まで、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）について準用する。この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「当該公共下水道」とあるのは「当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。 2 下水道法第18条 （損傷負担金） 第18条 流域下水道管理者は、流域下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた流域下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	改築工事原因者（排水設備設置者）への費用負担命令
処分権者	上下水道管理事業者
根拠規定	下水道法第19条
基準規定	下水道法第19条 下水道法施行令第11条
処分基準	1 下水道法第19条 （工事負担金） 第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。 2 下水道法施行令第11条（工事負担金に係る下水の量の算出方法） 第11条 法第19条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠（取付管渠を除く。）の当該汚水が流入すべき部分における計画下水量（合流式の公共下水道にあっては、そのうち汚水に係る部分）に五分の一を乗じて計算するものとする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	施設（管渠）損傷者への工事費用負担命令
処分権者	上下水道管理事業者
根拠規定	下水道法第18条
基準規定	下水道法第18条
処分基準	下水道法第18条 （損傷負担金） 第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	供用開始３年超え未接続違反所有権取得者に対する水洗便所改造命令
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第11条の3第4項
基準規定	下水道法第11条の3第1項・第3項・第4項
処分基準	下水道法第11条の3第1項、第3項、第4項 （水洗便所への改造義務等） 第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。 ３ 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。 ４ 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	供用開始３年超えた未接続違反者に対する水洗便所改造命令
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	下水道法第11条の3第3項
基準規定	下水道法第11条の3第1項・第3項
処分基準	下水道法第11条の3第1項、第3項 （水洗便所への改造義務等） 第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。 ３ 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	占用の許可の取消し
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第7条
基準規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第7条
処分基準	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第7条 （占用の許可の取消し） 第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消すことができる。 （1） この条例若しくはこの条例に基づく規程の規定又は許可の条件に違反したとき。 （2） 偽りその他不正な手段により占用の許可を受けたとき。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第36条;第37条;第38条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第36条;第37条;第38条
処分基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第36条 （罰則） 第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 （1） 第7条、第15条又は第30条の規定に違反した者 （2） 第8条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等の工事を実施した者 （3） 第9条の規定による許可又は確認を受けずに排水設備等の新設等の工事を実施した者 （4） 第10条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者 （5） 排水設備等の新設等の工事をを行い、第11条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者 （6） 第16条又は第30条の規定による届出を怠った者 （7） 第27条の規定による資料の提出を求められて、これを拒否し、又は怠った者 （8） 第32条第2項の規定による指示に従わなかった者 （9） 第8条第1項又は第9条第2項の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者 （10） 第18条の規定に違反した者 第37条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。 第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の規定する違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	排水施設の損傷復旧
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第30条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第30条
処分基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第30条 （排水施設の損傷の復旧等） 第30条 排水施設の付近地における掘削又は地下埋設物の設置その他の行為を行おうとする者は、あらかじめ管理者に届出て、指示を受けなければならない。 2 前項の行為により排水施設を損傷した者は、直ちに管理者に届け出るとともに、管理者の指示のもと速やかに原形に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第3号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	施設使用の停止
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第29条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第29条
処分基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第29条 （施設使用の停止） 第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、施設の使用停止を命ずることができる。 （１） 使用者が第13条に規定する管理義務に違反したとき。 （２） 使用者が第22条に規定する使用料を納入しないとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	下水道工務課
処分の 名称	無断接続に対する措置
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第17条
基準規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第17条
処分基準	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第17条 （無断接続に対する措置） 第17条 管理者は、無断で排水設備を排水施設に接続した者に対し、期限を定め、排水設備の撤去、改修又は使用停止を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	周南市行政手続条例第13条第2項第3号